

民間規格の改定及び発電用火力設備の技術基準の解釈の改正要請について

日電規委 2021 第 0006 号
令和 3 年 6 月 4 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、民間規格の改定及び発電用火力設備の技術基準の解釈の改正要請について、令和 3 年 6 月 1 日の委員会で評価しましたことをお知らせいたします。

本件についてご意見のある方は、理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「発電用ボイラー規程」(JESC T0002)の改定について
- (2) 「発電用火力設備の技術基準の解釈」の改正要請について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

- (1) 「発電用ボイラー規程」(JESC T0002)の改定について
 - a. 民間規格等作成機関
火力専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
 - b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「発電用ボイラー規程」(JESC T0002)は、発電用火力設備に使用するボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器及びこれらの附属設備（液化ガス設備を除く。）に適用する民間規格です。
今回、前版の第 7 版（平成 29 年 3 月）から、その後改正された関係法令等との整合を図るとともに、最新のボイラー設備技術並びに知見等を随所に織り込み、多くの関係者に容易に活用いただける内容となるように改定を行いました。
- (2) 発電用火力設備の技術基準の解釈の改正要請について
 - a. 民間規格等作成機関
火力専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
 - b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
発電用火力設備の技術基準の解釈（以下、「火技解釈」という。）第 6 条（容器の胴）第 1 項第二号では、「円筒形又は同軸円すい形の胴にあっては、軸に垂直な同一断面における最大内径と最小内径との差は、当該断面の基準内径の 1%以下であること。」と規定されています。
この「最大内径と最小内径との差を基準内径の 1%以下とする基準」は、すべての材料に一律適用されるように読めますが、実際は板曲げの胴に対する基準であることから、板曲げの胴については、当該断面の基準内径の 1%以下であること。」を明記する形で、国へ改正要請を行うものです。
また、火技解釈第 59 条第 1 項第二号の容器の胴においても同様に規定されているため、併せて改正要請を行います。

3. 規格の発行及び改正要請の予定

令和 3 年 7 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。

（問い合わせ先・意見提出先）

日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）

住所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1

有楽町電気ビル北館 4 階

電話：03-6629-9197 ファックス：03-3216-3997

電子メール：委員会ホームページ (<https://www.jesc.gr.jp>)

の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 3 年 6 月 4 日（金）

受付終了日：令和 3 年 7 月 3 日（土）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、ファックス番号又は電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。また、いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。

備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会であり、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。